

第二十六回国会

大蔵委員会議録第九号

昭和三十二年三月六日(水曜日)
午前十一時四十六分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君
理事小山 長規君 理事藤枝 泉介君
理事平岡忠次郎君

印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一九号)
印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四五号)

法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四号)
とん税法案(内閣提出第一五号)

特別とん税法案(内閣提出第一六号)
トランプ類税法案(内閣提出第四五号)

浅香 忠雄君 大平 正芳君
奥村又十郎君 加藤 高藏君
川島正次郎君 竹内 俊吉君
内藤 友明君 古川 文吉君
秀男君 山本 謙市君
井上 良二君 春日 一幸君
神田 大作君 久保田鶴松君
横山 利秋君 渡邊喜久造君

国民財蓄組合法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四九号)
関税率法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五六号)

関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第
五七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本
国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
(内閣提出第六一号)

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案(内閣提出第七六号)

申告指導について

申告所得税事務の運営に当つては、いわゆる「お知らせ」を廃止して
も正しい自主申告が得られることを目途として、事務の改善に努めてき
たところであるが、この「お知らせ」は、言うまでもなく、記帳をしてい
ないなどそのため正確な申告をすることが困難と思われる納税者に対して
して、申告に際しての参考として当方のみの調査額をお知らせするもの
に過ぎないのであるから、現に行つてある申告指導に当つては、既にし
ばしば指示してきたように、出署を強要することはもとより、調査額によ
る申告を強要するようなことはこれを避けるよう厳に留意されたい。

右通達する。

この長官名通達を各地方の国税局長
あて送付するよう手配をいたしました。
以上お答え申し上げます(拍手)

○山本委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は明後八日午前十時三十分よ
り開会することとし、これをもって散

りますので、一応それを申し上げます。
昨日いろいろ検討いたしまして、結論としまして、「お知らせ」につきまし
ては明年からこれをやらないという結論を得ました。それが第一点であります。

第二点は、本年の分でござります
が、これにつきましては、こういう通
達を出すことにいたす手配を了してお
ります。

午前十一時四十八分散会

会いたします。

三月五日
委員横路節雄君辞任につき、その補
欠として田原春次君が議長の指名で
委員に選任された。

○山本委員長 それではこれから会議
を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案外
の回避及び脱税の防止のための日本
国とスウェーデンとの間の条約の実
施に伴う所得税法の特例等に関する
法律案(内閣提出第六一号)
中小企業の資産再評価の特例に関する
法律案(内閣提出第七六号)

申告指導について

申告所得税事務の運営に当つては、いわゆる「お知らせ」を廃止して
も正しい自主申告が得られることを
目途として、事務の改善に努めてき
たところであるが、この「お知らせ」
は、言うまでもなく、記帳をしてい
ないことなどのため正確な申告をす
ることが困難と思われる納税者に対
して、申告に際しての参考として當
方のみの調査額をお知らせするもの
に過ぎないのであるから、現に行つ
てある申告指導に当つては、既にし
ばしば指示してきたように、出署を
強要することはもとより、調査額によ
る申告を強要するようなことはこ
れを避けるよう厳に留意されたい。

右通達する。

この長官名通達を各地方の国税局長
あて送付するよう手配をいたしました。
以上お答え申し上げます(拍手)

○山本委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は明後八日午前十時三十分よ
り開会することとし、これをもって散

本日の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一三号)

○渡邊国税庁長官。
日本銀行盛岡事務所昇格に関する請
願(山本益夫君紹介)第一七四八号)
の審査を本委員会に付託された。

○渡邊政府委員 昨日当委員会におき
まして御論議になりました「お知らせ」
の問題につきまして、大臣が一日だけ
考えさせてほしい、大臣が出席できれ
ば大臣が出席して、できなければ私が

昭和三十一年二月八日印刷

昭和三十一年三月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局